

川口聖マリア幼稚園 重要事項説明書

教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 川口聖マリア幼稚園
所 在 地	大阪市西区川口3丁目5番31号
電 話 番 号	06-6581-6078
代 表 者 氏 名	理事長 諫山 實穂

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園
施 設 の 名 称	川口聖マリア幼稚園
施 設 の 所 在 地	大阪市西区川口3丁目5番31号
連 絡 先	電話番号 06-6581-6078 FAX 06-6581-6088
管 理 者	園長 薬師寺 乃恵
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童 45人
開 設 年 月 日	1952年3月14日

3 施設の目的・運営方針

当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、以下の方針に基づき、幼児教育の提供に努めてまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育環境を創造するよう努めます。
- (3) 宗教的雰囲気の中、人への思いやりの心を、そして芝生の園庭での裸足の活動による健康な体づくりと心身両面の発達を図ります。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1086.93㎡
園舎	構造	鉄骨造 2階建のうち1階、2階
	延べ床面積	449.50㎡
園庭		690.83㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	3室	ばら組（3歳児クラス）、すみれ組（4歳児クラス）、ゆり組（5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
事務室	1室	

5 提供する幼児教育等の内容

当園は、幼稚園教育要領（平成29年3月31日文部科学省告示第62号）を踏まえ、以下の幼児教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 教育課程内の教育の提供

下記8に記載する時間において、教育を提供します。

(2) 教育理念

カトリックの愛の精神を基に宗教的環境のなかで
情操豊かにたくましく、他人を思いやる心を育成することを目標とする

(3) 送迎

保護者による個人送迎

(4) その他

預かり保育の実施 平日 8:00~18:00

長期休暇（夏期休業日）

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2024年6月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
教諭	幼児の保育をつかさどる	4	4	0	
職員	園事務をつかさどる	1	1	0	
保育補助	幼児の保育をつかさどる	3	0	3	
講師	造形・英語指導	3	0	3	
その他	給食補助	1	0	1	
	カウンセリング	1	0	1	

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
職員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育補助	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
講師	正規の勤務時間帯（9：30～11：00）
給食補助	正規の勤務時間帯（10：00～13：00）
カウンセリング	正規の勤務時間帯（9：30～16：00）

※ ローテーションにより、各教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育を提供する日

月～金

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の 小学校就学前児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末 年始（12月28日から1月4日） 春、夏、冬期の長期休業日

8 教育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分で、以下のとおり利用可能となります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね4時間程度）	9時～14時（※注1）

（※注1）9時より前若しくは14時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください（別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

外部搬入（調理業務はナフス南株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、基本的に毎日食事の提供を行います。

但し午前保育日における提供はありません。

食事の提供は おおよそ11時30分頃ですが保育内容等により多少前後することがあります。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応
食物アレルギー対応マニュアル有
※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。
ただし、月の途中で入退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

本園が入園申込みの先着順（希望多数の場合は抽選）により入園決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 所定の退園手続きが行われたとき
(退園を希望される方は所定の様式により園長に願い出てください。)
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医

- (1) 内科

医療機関の名称	下條内科クリニック
医院長名又は医師名	下條 信雄
所在地	大阪市西区本田3丁目5-24
電話番号	06-6582-0250

- (2) 歯科

医療機関の名称	はぎの歯科
---------	-------

医院長名又は医師名	萩野 健雄
所在地	大阪市西区本田1丁目10-20
電話番号	06-6584-2257

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	丹生医院
医院長名又は医師名	丹生 真理子
所在地	大阪市西区本田3丁目7-8
電話番号	06-6581-0090

(4) 眼科

医療機関の名称	杉本眼科
医院長名又は医師名	杉本 英之
所在地	大阪市西区九条1丁目14-27
電話番号	06-6584-7171

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎年2回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 薬師寺 乃恵 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6581-6078 F A X 06-6581-6088 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
---------------	---

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	JK 保険（園総合補償制度）
保険の内容	加入園賠償責任保険・行事参加者の傷害保険
保険金額	2 億円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
3歳児	14人	9人	21人
4歳児	10人	20人	16人
5歳児	20人	14人	19人

21 自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページにて公開

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園料	入園を確保し教育を提供するため	50,000円
教育充実費	教育内容の維持向上及び人材確保のため	月額 2,000円
給食費	健康な体作りを促進するため	月額 5,500円
育栄会費	保護者会として園の運営・行事を支えるため	月額 1,000円
設備維持費	施設・設備の維持、管理のため	年額 20,000円
道具代（初年度）	保育に必要な道具、材料費として	年額 15,000円
道具代（次年度より）	同上	年額 8,000円

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

教育標準時間認定に係る時間外保育料

利用時間	1回当たりの料金
8:00～ 9:00	100円
14:00～17:00	600円
17:00～18:00	300円

注： 同じ日に、アの時間帯とイ・ウの時間帯を共に利用した場合については、それぞれの時間外保育料が必要となります。

(2) 各自で必要に応じて申し込むもの（単位：円）

遠足代	2,000	アルバム代	4,800
ジャケット	10,700	スカート・ズボン	7,200
ブラウス	3,700	リボン	1,000
夏シャツ	3,300	夏ズボン	2,000
夏長ズボン	3,000	スモック	1,800
冬帽子	3,400	夏帽子	2,400
カラー帽子	1,300	かばん	3,700
上靴	1,600	上靴（21cm以上）	1,700

(2) については物価高騰等で年度内に金額が変わることがあります